

年 月 日

島根県知事 様

現住所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号<sup>\*1</sup> \_\_\_\_\_

蜜蜂飼育届

養蜂振興法第3条第1項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

養蜂振興法施行細則第1条第3項

記

1 年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜂数 )
	(うち日本蜂数 )

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所 <sup>*2</sup>	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育期間 <sup>*3</sup>	備考
	(うち日本蜜蜂 )	1月1日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで	

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

**【提出に当たっての留意事項】**

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。